

運営指導における指摘事項とサービス提供に際しての留意事項（１）

	サービス	項目	指摘内容
1	共通	管理者の責務	従業者に運営に関する <u>基準を遵守</u> させること。
2	共通	受給資格等の確認	<u>サービス利用者の被保険者証の原本で</u> 、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめること。
3	共通	事故発生時の対応	区に <u>事故報告を提出していなかった</u> 。（江戸川区介護保険のホームページを確認）
4	共通	サービスの提供	<u>計画に基づいたサービス提供を行わず</u> 、計画に位置付けのないサービスを提供している事例が認められた。
5	共通	計画の作成	計画の作成に際し、利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえ（ <u>アセスメントの実施</u> ）、個々の利用者に応じた <u>計画を作成すること</u> 。
6	共通	計画の作成	<u>サービスの提供開始前に計画を作成し</u> 、 <u>利用者に説明し同意を得て交付</u> すること。
7	共通	計画の作成	計画に沿ったサービスの <u>実施状況の把握</u> 、 <u>必要に応じた計画の変更</u> を行うこと。（サービス内容、加算の変更等）

運営指導における指摘事項とサービス提供に際しての留意事項（２）

	サービス	項目	指摘内容
8	共通	計画の作成	<u>予測できるリスクに対応する介護上の留意点等を計画に位置付けること。</u> (※ <u>やむを得ない身体拘束等</u> がある場合も記載する。)
9	共通	秘密保持等	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、 <u>利用者家族の個人情報を用いる場合は、家族の個人情報の同意を得ておくこと。</u>
10	共通	変更の届出	<u>変更届を10日以内</u> に提出していなかった。
11	居宅介護 通所介護	利用料等の受領	通所介護に行くためだけに使う車椅子、歩行器等を算定していた。 原則、事業者側が用意すること。（利用者への返還あり）
12	通所介護 訪問介護	介護職員等処遇改善加算	職員に <u>処遇改善の内容を周知</u> していなかった。
13	通所介護 訪問介護	個別サービス計画の作成	<u>居宅サービス計画と全く同じ目標、サービス内容の個別サービス計画が認められた。</u> 居宅サービス計画の目標を達成するための具体的な目標、サービス内容を個別サービス計画に位置付けること。

運営指導における指摘事項とサービス提供に際しての留意事項（3）

	サービス	項目	指摘内容
14	通所介護 訪問介護	個別サービス計画の作成	<u>居宅サービス計画に沿った見直しがされていない事例が認められた。</u> ※ <u>居宅サービス計画の変更が必要な場合は、居宅介護支援事業所に連絡すること。</u>
15	通所介護 訪問介護	個別サービス計画の作成	居宅介護支援事業者から <u>個別サービス計画の提供</u> の求めがあった際には、提供するように努めること。
16	通所介護 訪問介護	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅介護支援事業所から <u>居宅サービス計画の交付を受け、当該計画に沿った個別サービスを提供すること。</u> （サービス内容、加算等）
17	居宅介護	介護支援専門員の有効期間	<u>介護支援専門員の有効期間の終了前に更新研修を修了していなかったために資格を失効していた。</u>
18	通所介護	サービス提供の記録	サービス提供を実際に行った開始時間、終了時間を記載すること。（○時間以上の報酬算定にもかかわらず○時間未満のサービス提供。※ <u>サービス提供時間は到着時間、出発時間ではない。</u> ）
19	通所介護	指定通所介護の 具体的取扱方針	<u>通所介護の屋外でのサービス提供は、通所介護計画への位置付け及び効果的な機能訓練等のサービスが提供できる場合において認められる。</u> ケアプラン、個別サービス計画に位置付けること。

運営指導における指摘事項とサービス提供に際しての留意事項（４）

	サービス	項目	指摘内容
20	通所介護	個別機能訓練加算	利用者宅に3月ごとに1回以上訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認を行っていること、利用者・家族に実施状況や効果等について説明していることが、記録から確認できなかった。
21	通所介護	個別機能訓練加算	多職種が共同して個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいた機能訓練を行うこと。
22	通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）の内容が不十分で、算定要件を満たしていることが確認できなかった。
23	通所介護	入浴介助加算（Ⅰ）	入浴に関わる職員に対し、 <u>入浴介助に関する研修</u> を行うこと。研修を行っていることが記録から確認できなかった。
24	通所介護	入浴介助加算（Ⅱ）	機能訓練指導員等（機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者）が共同し、利用者の身体状況や訪問で把握した <u>利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画</u> を作成していることが、確認できなかった。
25	通所介護	入浴介助加算（Ⅱ）	<u>個別の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者宅の状況に近い環境で入浴介助を実施していることが確認できなかった。</u>

運営指導における指摘事項とサービス提供に際しての留意事項（５）

	サービス	項目	指摘内容
26	通所介護	口腔・栄養スクリーニング加算	<u>他の事業所で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定しているにもかかわらず算定していた。</u>
27	訪問介護	サービス提供責任者の責務	<u>適切なサービス提供するために、サービス内容の管理として、必要な業務等を適切に行い、その責務を果たすこと。</u>
28	訪問介護	訪問介護計画の作成	<u>必要事項を記載した訪問介護計画を作成する事。</u>

資料

厚生労働省「介護保険施設等運営指導マニュアル」をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shidou/index.html

関連URL

運営指導の目的・流れ・介護報酬の返還については、江戸川区介護保険のページを参照ください。

江戸川区介護保険のページ＞トップページ＞事業者の方＞運営指導

<https://www.kaigo.city.edogawa.tokyo.jp/related/management-guidance/index.html>